

特許庁委託事業

イラン・イスラム共和国における
特許権取得に関する制度概要調査

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

目次

第1章 - イラン・イスラム共和国の特許の統計	4
第2章 - 国際条約	5
第3章 - 特許の対象	5
第4章 - 特許要件	6
第1節 - 新規性	6
第2節 - 進歩性	6
第3節 - 産業上の利用可能性	7
第5章 - 特許期間	7
第6章 - 特許取得の手続き(フローチャートを含む)	8
第1節 - 出願とその方式審査	9
第2節 - 審査	9
第3節 - 通知	9
第4節 - 登録／公表	9
第5節 - 審査報告書／不服申立	9
第7章 - 特許出願の準備	10
第1節 - 特許出願の情報	10
第2節 - 言語	10
第8章 - 特許出願	11
第1節 - 出願場所	11
第2節 - 優先権主張	11
第3節 - 特許協力条約	11
第4節 - タイムフレーム	11

第5節 - 手数料および費用	12
第9章 - 強制実施権	12
第10章 - 特許出願関連法	15

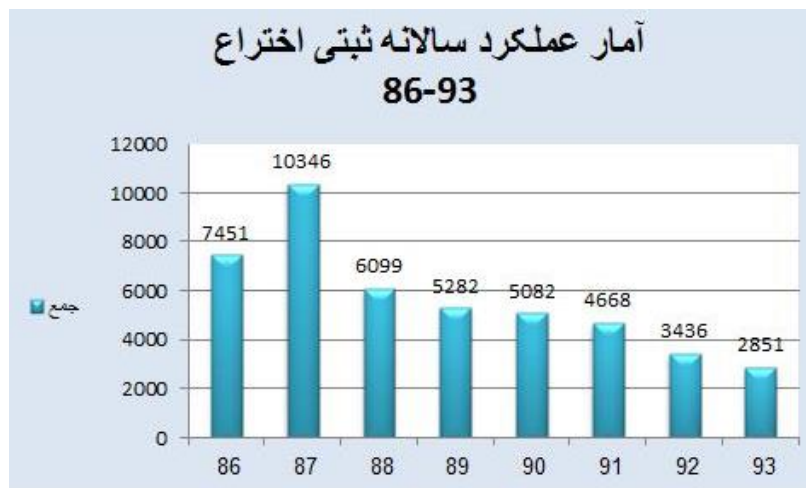
第1章 - イラン・イスラム共和国の特許の統計

イランにおける年度	期間	特許出願件数	特許登録件数
93	2014年3月21日-2015年3月20日	13974	2851
92	2013年3月21日-2014年3月20日	12258	3436
91	2012年3月21日-2013年3月20日	10673	4668
90	2011年3月21日-2012年3月20日	11681	5082
89	2010年3月21日-2011年3月20日	11765	5282
88	2009年3月21日-2010年3月20日	10796	6099
87	2008年3月21日-2009年3月20日	15453	10346
86	2007年3月21日-2008年3月20日	11556	7451

—2007年3月21日から2015年3月20日までの特許出願件数



—2007年3月21日から2015年3月20日までの特許登録件数



第2章 - 国際条約

イランは、以下の主要な国際的な知財条約の加盟国である：

- a. 工業所有権の保護に関するパリ条約
- b. 特許協力条約（PCT）（2013年10月04日より）

第3章 - 特許の対象

イラン特許法は特許性のある対象として以下の広範囲をカバーする：

- 装置
- プロセス／方法
- 化合物
- コンピュータソフトウェア

上記の対象が、新規性、進歩性、および産業上の利用可能性について、特許要件を満たしている場合、特許可能である。

以下は特許の保護の範囲から除外される。

- a. 発見、科学理論、数的手法、および、美術品；
- b. ビジネス、精神的または社会的行為を実行する計画、規則、および、方法；
- c. 人および動物の病気の治療または診断方法；
- d. 遺伝資源およびそれを構成する遺伝的要素、ならびに、それを生産する生物学的プロセス
- e. 先行技術
先行技術は、その発明を主張する特許出願の出願日、または、優先日より前に、世界のどこかで、書面または口頭での公開、実際の使用、または、その他の方法により公衆に開示されたものである。
- f. シャリア法、公的秩序、または道徳に反した、発明、または、その商業的な利用。

第4章 - 特許要件

特許可能な発明は、新規性および進歩性があり、産業上の利用可能性を有する。これらに加えて、発明の商業的な利用は、イスラムシャリア法、公的な規則、および、イランの道徳に反するものであってはならない。

第1節 - 新規性

出願日または優先日より前に、世界のいかなる場所においても、書面または口頭で、あるいは、他の方法によってそれが公衆に開示されていない場合、発明品は新規性を有すると考えられる（世界的な絶対的な新規性）。出願日または優先日のいずれかより6ヶ月以内の以前に発明が公表された場合、新規性が否定されることはない。

第2節 - 進歩性

発明は、出願時点で特許出願に関連した先行技術に関して、その技術分野における当業者にとって自明でないならば、進歩性を有するとみなされる。

進歩性は非明白性と同義語とみなされている。発明は、特許されるために、進歩性（すなわち非自明性）を有することが必要となる。すなわち、進歩性の原則は、発明が先行技術の水準から十分に離れているかどうかを要求する。

先行技術の単なる組み合わせは、その技術分野の当業者にとって自明である可能性があり、進歩性の要件を満たさない可能性がある。

第3節 - 産業上の利用可能性

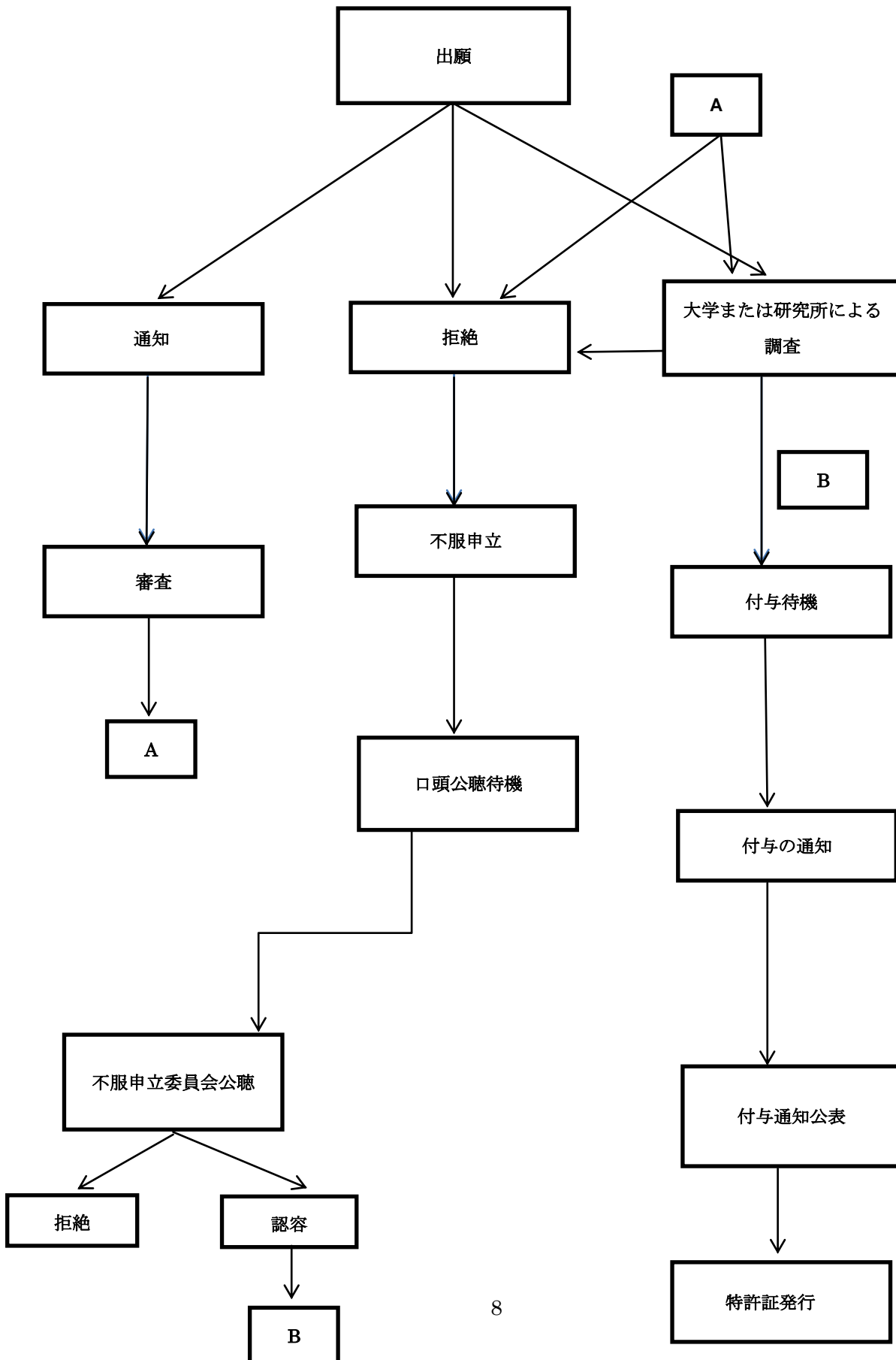
発明はどのような種類の産業であれ、利用可能でなければならない。産業という用語は、最も広い範囲をカバーするように定義される。

第5章 - 特許期間

特許保護期間は、特許を維持するための年金／更新料の支払いを条件として、出願日から20年間である。

年金／更新料は、付与された特許だけでなく、保留中の特許出願に対しても支払うことができる。

第6章 -特許取得の手続(フローチャートを含む)



第1節 - 出願とその方式審査

特許出願が提出されると、イラン特許庁で方式審査が行われる。方式要件が満たされない場合、審査官は、通知日から30日以内に必要な情報または文書を提供するよう、出願人に通知する。

第2節 - 審査

特許出願の方式要件が満たされると、特許庁は、特許出願を、実体審査のために国立大学または研究所に送る。特許出願が実体審査段階に達したら、審査料を支払うことができる。

実体審査は、新規性、進歩性および産業上の利用可能性を含む。

第3節 - 通知

特許出願が要件を満たすように、審査官が通知を発出した場合、出願人は関係書類を提出する期間として60日（外国の出願人）、および、30日（国内の出願人）を与えられる。

第4節 - 登録／公表

特許出願が審査を通過した場合、公式な費用の支払い通知が特許庁により発出される。公式な費用の支払いによって、特許が登録される。特許登録は特許公報に公表される。特許証は特許公報における公表後に発行される。

イラン特許庁では、付与前異議申立手続が存在しない。付与後に、テヘランの裁判所において、特許の無効を主張することが可能である。

第5節 - 審査報告書／不服申立

特許庁は、実体審査の結果を出願人に通知し、出願人は審査報告書に応答しなければならない。

特許出願が、特許要件を満たしていない場合、拒絶される。実体審査後に特

許出願が拒絶された場合、出願人は 60 日（外国の出願人）および 30 日以内（国内の出願人）に特許庁の不服申立委員会に不服を申立てることができる。

不服申立の手の続のタイムフレームは、特許庁不服申立委員会におけるバックログが多いため、非常に長い。

第 7 章 - 特許出願の準備

第 1 節 - 特許出願の情勢

特許出願には以下の情報が含まれる：

- a. 出願人の氏名、住所、および企業番号／パスポート番号。
- b. 発明者の氏名、住所。
- c. 発明のタイトル。
- d. 優先権主張の詳細（主張している場合）。
- e. テヘランにおける住所を含む、出願人を代理する弁護士の詳細。

イランにおける特許出願の要件は以下である：

- a. 優先権主張文書の、認証された複製。
- b. 出願人によりなされ、公証され、イラン領事館により認証された委任状。
- c. 公証され、イラン領事館により認証された出願人の自国における定款の複製。
- d. 明細書、クレーム、および、図面。

第 2 節 - 言語

外国の出願人は、特許出願はファルシ（ペルシア語）と英語で提出しなければならない。特許の文書もまた英語とペルシア語で提出されるべきである。

登録された特許のペルシア語バージョンが裁判所での紛争において使用される正式バージョンであるので、特許取得に際して、特許出願と補正のペルシア語バージョンは非常に重要である。従って、質の高いペルシア語翻訳を準備し提出することが必須である。

第 8 章 - 特許出願

第 1 節 - 出願場所

すべての特許出願は、イラン特許庁のホームページ <http://iripo.ssaa.ir> に提出されなければならない。特許庁は、どのような特許出願も手渡しまたは書面では受け入れない。

第 2 節 - 優先権主張

パリ条約による優先権は、最初の特許出願の出願日から 12 ヶ月以内に、イランに主張できる。優先権の請求において、出願人は日付、出願番号、および、国といった詳細を提出しなければならない。

第 3 節 - 特許協力条約

イランは特許協力条約 (PCT) のメンバーである。そして、PCT 国内段階の出願は、イランに提出することが可能である。

PCT 出願を経由したイラン国内段階への移行には、30 ヶ月の猶予がある (www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)。

PCT 国内段階の出願と審査は、国内の特許出願とほとんど同じである。

第 4 節 - タイムフレーム

特許出願は、手続きがスムーズに進めば、特許付与されるまでにかかる期間は約 9-10 ヶ月である。

特許庁による特許出願の方式審査には、約 2 ヶ月かかる。研究所／大学には、新規性、進歩性、産業上の利用可能性および実施可能要件の審査手続きのために約 5 ヶ月かかる。

第5節 - 手数料および費用

外国人出願人のためのすべての公式手数料は、ユーロまたはスイスフランによって支払われることができる。手数料および費用は、出願日のユーロ/フラン為替レートによって変化する。

特許出願の総費用は概略的に以下の通りである：

項目	公式手数料 (USD)
1) 特許出願	30
2) 研究所/大学による審査	350
3) 初回年金	135
4) 優先権主張	-
5) 特許登録	25
6) 公表(単語あたり)	-
7) 文書の認証	-
8) 期間延長	-
9) 文書の遅延提出	-
10) 翻訳 (単語あたり)	-
11) 急使	-

第9章 - 強制実施権

イラン特許法（すなわち、特許法の第17条と19条）における強制実施権の規定は以下の通りである：

政府または政府により承認された者は、以下の順序で特許の対象を使用することができる：

- a. 該当大臣、または、所管機関の最高権威が、公共の利益（すなわち、国家安全保障、栄養、健康、または、国家経済の他の生命部門の開発）のために、政府または第三者による発明の実施が必要であるか、あるいは、権利者またはライセンスを受けた者による実施の方法が反競争的であり、関連する機関が、この発明の実施がこのような問題に対して救済する場合、この事項

は以下によって構成される委員会において議論される。(i) 国家証書・財産登録機構の長、(ii) 司法長官に任命された最高裁判所の裁判官のうちの1人、(iii) 検事総長、(iv) イラン・イスラム共和国の大統領の代理人、(v) 大臣、または、関連する組織の最高権威者。承認された場合には、上記委員会により指名された政府機関または第三者は、権利者の同意なしに発明を実施することができる。

b. 特許の実施は認可された目的に制限され、経済的な価値を考慮して、特許権者に対する公正な補償金の支払いが必要とされる。もし特許権者またはその他の利害関係者が公聴を望む場合、委員会は、発言を公聴し、不正競争行為における実施について考慮した後、決定を下す。委員会は、特許権者、政府機関または発明の実施を認可された第三者の要請に基づき、必要に応じて両者を公聴した後、新たな決定を下すことができる。

c. その決定に至った状況がなくなり再発しそうにないことを特許権者が主張するか、委員会により指名された政府機関または第三者が決定を遵守していないことを主張する場合、この問題は委員会により議論され、審査される。特許権者の議論が公聴された後、大臣または関連する組織の最高権威者と実施権者からの公聴後に、場合によっては実施権は終了し、権利者または他の実施権者が認可される。しかし、この章の規定に則り、委員会から認可を得た者の合法的利益の適正な保護のため、決定の維持が正当であると判断するならば、認可は終了されない。

第三者が委員会により指名された場合、その者の企業、事業または企業の一部、または、特許を取得した発明が利用されている事業にのみ認可は移行されることができる。

d. 本条項により提供された実施権は、以下の行為を妨げない：

- i. 本条項の規定に従った、特許権者によるライセンス契約の締結。
- ii. 第15条(a)における特許権者による継続される実施。
- iii. 本条項のh(1)とh(2)に則った強制実施権の発令。

e. 強制実施権の申請は、政府機関または認証された者が実施権を特許権者に要求したが、上述の人物または機関は、妥当な条件において、妥当な期間以内にそのような実施権を取得することはできなかったという証拠が付随される。

このサブセクションの規定は、委員会の全体的な裁量により、不可抗力のケースまたは国益に関わる緊急事態のケースには適用されない。そのよう

なケースにおいては特許権者には委員会の決定をできるだけ早く通知することとする。

- f. 委員会により指名された第三者または政府機関による発明の実施は、主に、イランの市場における供給のためである。
- g. 半導体テクノロジーの分野において特許実施のための委員会により発令される実施権は、公的な非営利的な使用において、あるいは、関連する組織の最高権限者または大臣が、特許を取得した発明の実施の方法が反競争的であると決定した場合にのみ認可される。
- h. 以下の場合、強制実施権は以下の条件において発令が可能である：
 - 1. 特許証において、より先行する特許を使わずにその特許を実施することができず、後進の特許が、先行する特許に比べて重要な技術進歩に関連し、かなりの経済的重要性を持つことが主張されている場合、特許庁は、後進の特許の権利者の要求により、その権利者の同意なしで先行特許を使用する認可を出すことができる。
 - 2. 権利者の同意なしでサブセクション (1) に則して強制実施権が発令された場合、特許庁は、先行する特許の権利者の要求により、後進の特許について強制実施権を発令する。
 - 3. このサブセクション (1)、(2) に則して強制実施権の発令の要求があった場合、強制実施権を発令する決定において、認可の範囲と機能、および、特許権者に支払われる適正な報酬の額を決定することとする。
 - 4. 上記のサブセクション (1) にある強制実施権については、後進の特許を有する場合のみ認可され、または、上記サブセクション (2) に基づく強制実施権については、先行特許を有する場合のみが対象である。
 - 5. 強制実施権の発令の要求には、規定された料金の支払いが必要である。
 - 6. このサブセクション (1)、(2) に則り付与された強制実施権について、この条項のサブセクション (b) から (f) と (i) が必要な変更を追加する。
- i. この条項のサブセクションの範囲内で行われた委員会の決定に対する上訴は、テヘランの一般法廷に行うことができる。

特許権者が、特許を取得した発明を使用すると決定する場合、国家証書・財産登録機構は、1週間以内に関連する組織に通知する。

上記組織は、最大 2 ヶ月の期間内に特許の実施の可能性についての意見を出す。そして、実施許可の発令のため、国家証書・財産登録機構にその結果を書面にて通知する。

第 10 章 - 特許出願関連法

イランの特許の事案を管理している適用法は (i) 特許、工業意匠および商標登録に関する法律 2008、および、2009 年 1 月に認可された対応する政府規則である。

パリ条約の規定も、イランの特許の事案を管理する。特許、工業意匠および商標登録に関する法律とパリ条約の規定が矛盾する場合には、後者が優先する。

[特許庁委託事業]
イラン・イスラム共和国における
特許権取得に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部
TEL: +971-4-3880-601
FAX: +971-4-3880-646
E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。